

「文化の森」レクシオン展」展示資料について

可児 光生

美濃加茂市民ミュージアムでは、市内在住の森俊郎氏から、これまでに自身が収集された資料及び森家に伝わってきた貴重な資料をこのほど多数寄贈いただいた。寄贈資料の内訳は、安土桃山時代の古文書、美濃加茂市ゆかりの岡本一平・かの子の作品、その他地域の歴史資料など約五〇点で、他に古文書数点を寄託いただいた。

二〇一七年（平成二九）四月二三日（土）から六月四日（日）の会期中美濃加茂市民ミュージアムでは「文化の森レクシオン展」を開催し、寄贈及び寄託資料のうちから織田信長、明智光秀、豊臣秀吉、徳川家康に関する古文書一四点を展示した。

ここでは、展示時の翻刻と若干の解説を再掲し、合わせて写真を掲載するものである。

貴重な史料をご提供いただいた森俊郎氏、及び翻刻と解説を記述するにあたってご指導いただいた鳥居和之氏（名古屋市逢左文庫・文庫長）に心から感謝申し上げます。

【展示資料リスト】

No. / 史料名 美濃加茂市民ミュージアム資料登録番号 / 宛所等

年月日「」は推定 / 寸法（本紙 縦×横・mm） / 備考（出品履歴等）

- (1) 「織田信長朱印状」 HI19887
猪飼野佐渡守・猪飼野孫右衛門尉宛て 永禄二二年（一五六九）四月
312×462 〈岐阜市歴史博物館「織田信長と美濃・尾張」(二〇一一)
No.24〉
- (2) 「織田信長朱印状」 HI19888
蒲生左兵衛大夫（賢秀）・蒲生忠三郎（氏郷）宛て 元亀元年（一五七〇）
五月一五日 264×703 〈岐阜市歴史博物館「織田信長と美濃・尾張」
(二〇一一) No.25、安土城考古博物館「信長の家臣たち」(二〇一六)
No.37〉
- (3) 「織田信長書状」 HI19889
遊佐「信教」宛て 「元亀元年（一五七〇）」一〇月二日 245×350 〈岐
阜市歴史博物館「織田信長と美濃・尾張」(二〇一一) No.26〉
- (4) 「織田信長黒印状」 HI19890
小早川左衛門左（隆景）宛て 「天正三年（一五七五）」一〇月二日
171×532 〈岐阜市歴史博物館「織田信長と美濃・尾張」(二〇一一)
No.77〉
- (5) 「織田信長朱印状」 HI19891
長岡兵部大輔（藤孝）・中川瀬兵衛尉（清秀）宛て 「天正八年（一五八〇）」
四月四日 144×411 〈岐阜市歴史博物館「織田信長と美濃・尾張」
(二〇一一) No.38〉
- (6) 「豊臣秀吉陣立書」 HI19896
「天正二二年（一五八四）」 489×301

(7) 「豊臣秀吉朱印状」 H19898

荒尾次郎作（隆重）宛て 「天正一三年（一五八五）」三月朔日 226 × 420

(8) 「豊臣秀吉書状」 H19899

徳川中納言（家康）宛て 「天正一五年（一五八七）」二月二十四日 330

× 428 〈大阪城天守閣「豊臣と徳川」（二〇一五）No.19〉

(9) 「豊臣秀吉朱印状」 H19901

寺西筑後守（正勝）宛て 天正一十九年（一五九一）八月九日 216 × 552

(10) 「豊臣秀吉自筆書状」 H19903

大納言（徳川家康力）宛て 「年不詳（文禄四年（一五九五）カ）」 351

× 640 *重要美術品

(11) 「徳川家康書状」 H19905

木作左衛門佐（木造具政）・戸木入道宛て 「天正一二年（一五八四）」

五月一八日 110 × 458

(12) 「明智光秀諸役免許状」 H19910

曾祢（曾根）村惣中宛て 天正四年（一五七六）二月二〇日 266 × 427

(13) 「明智光秀書状」 H19911

細井戸右近宛て 「年不詳（天正一〇（一五八二）年カ）」 二月二七日

140 × 634

(14) 「明智光秀書状」 H19912

土橋平尉（重治）宛て 「天正一〇年（一五八二）」六月二二日 114 ×

568

(注) (11) 「徳川家康書状」について、展示時には寄託資料であったが、その後寄付手続が行われ、現在は館蔵となっている。

(1) 織田信長朱印状

永禄一二年（一五六九） 猪飼野佐渡守・猪飼野孫右衛門尉 宛

当郡自山中

出牧材木場

役之事、如前々

可令取沙汰之状、

如件、

永禄十二

四月日 信長（朱印）

猪飼野佐渡守殿

猪飼野孫右衛門尉殿

読み

当郡山中より出す牧材の木場役の事、前々の如く取沙汰せしむべきの状、件の如し、

永禄十二

四月日 信長（朱印）

猪飼野佐渡守殿

猪飼野孫右衛門尉殿

意味と解説

（かにみつお 美濃加茂市民ミュージアム館長）

当郡（志賀郡）の山から狩り出される木材の木場（貯蔵場）の税について、

以前のとおり取ってもよろしい。

宛先の猪飼野（いかいの）氏は近江の志賀郡の一族と推定されます。課税について信長が認め、猪飼野氏に伝えたものです。

(2) 織田信長朱印状

元龜元年（一五七〇） 蒲生左衛門大夫（賢秀）・蒲生忠三郎（氏郷）

宛

領中方目録

- 一 千石 吉田分
- 一 四百石 赤佐分
- 一 八百石 安部井分
- 一 五百石 河井分
- 一 参百石 大塚分
- 一 貳百石 横山分
- 一 貳百五拾石 栖雲分
- 一 参拾石 梅若大夫分
- 一 参拾石 交山分
- 一 貳千石 小倉越前分
- 同右近大夫分共二
- 已上五千五百拾石

此外

- 一 市原四郷一職ニ加之

右所充行也、全領知不可有相

違之状、如件、

元龜元

五月十五日 信長（朱印）

蒲生左衛門大夫殿

同 忠三郎殿

読み

領中方目録

（中略）

此外

- 一 市原四郷一職に之を加う、
右充て行う所也、すべて領知し、相違あるべからざるの状、件の如し、
元龜元年五月十五日 信長（朱印）
蒲生左衛門大夫（賢秀）殿
同 忠三郎（氏郷）殿

意味と解説

吉田分の千石をはじめとする五千五百十石と、この他市原分（現在の永源寺周辺）をあわせ、すべて領地として（蒲生氏に対して）支配なさい。

宛先の蒲生（がもう）は、近江国蒲生郡の日野城主の蒲生賢秀・氏郷親子です。永禄一年（一五六八）に信長が近江に侵攻した際に、蒲生氏はその下に降りて従軍しました。そうしたことを受けて信長は、二年後のこの年（元龜元年・一五七〇）領地を与えたものです。

なお、忠三郎（氏郷）は永禄一二年に信長の娘と婚姻を結び信長の婿
になっており、両者は極めて親密な関係でした。

遊佐

(3) 織田信長書状

〔元龜元年（一五七〇）〕 遊佐〔信教〕宛

其表之趣、如何候哉、

徳川三河守着陣候、

向近江□候丹羽

木下已下も令

渡湖候間、徳川二

相加、東福寺清水

栗田口辺二可執

陣候、敵淀川を越候、

間近寄候者、此表

儀者、志賀勝軍

□ 残人数、

信長即時□

可討果、敵働

様子被見届、可

被合手候、為其

申送候、恐々謹言、

十月二日 信長（花押）

読み

其の表の趣、如何に候哉、徳川三河守（家康）着陣候、近江に向かい□
候丹羽（長秀）・木下（秀吉）已下も湖を渡らしめ候間、徳川二相加え、
東福寺・清水・栗田口辺二陣を執るべく候、敵淀川を越し候、間近に寄
り候はば、この表の儀は、志賀・勝軍に □ 人数を残し、信長即時□
討果すべし、敵の働きの様子を見届けられ、手を合せらるべく候、其の
為に申し送り候、恐々謹言、

十月二日 信長（花押）

遊佐

意味と解説

その表（大坂方面）の様子はいかがでしょうか。（こちらは）家康が応
援のために着陣しました。（長浜・横山城にいた）丹羽長秀と木下秀吉に
湖（琵琶湖）を渡らせ、家康に加わって（京都東部の）東福寺・清水・
栗田口に陣を取ることになります。敵が淀川を越えて（そちらに）攻め寄っ
てくれば、志賀（大津）や勝軍地蔵山（京都左京区）に軍勢を残し、（近
江にいる）信長自らが出陣して討ち果たすつもりです。敵の動きを監視
し応戦して下さい。そのためにこの手紙を届けました。

宛先の遊佐（ゆき）は、河内の畠山昭高（あきたか）の重臣の遊佐信
教（のぶのり）と思われる。家康の着陣や京都周辺の動きから元龜元
年（一五七〇）のものとされます。

(4) 織田信長黒印状

〔天正三年（一五七五）〕 小早川左衛門佐（隆景）宛

就北国逆徒等令退治

示給候、殊太刀一腰馬

一疋懇切之至候、彼地之躰

先書申送之条、不及重

説候、悉以明隙候間去月

廿六日納馬候、近日可為上

洛之条、猶自京都可申

述候、猶二位法印可申候、

恐々謹言、

十月二日 信長（黒印）

小早川左衛門佐殿

（切封ウハ書）

「小早川左衛門佐殿 信長」

読み

北国逆徒等退治せしむるにつき示し給ひ候、ことに太刀一腰と馬一疋懇切の至に候、彼地の躰先書申し送るの条、重ねて説くに及ばず候、悉く以つて隙き明き（すきあき）候間、去月廿六日納馬候、近日上落たるべくの条、猶京都より申し述ぶべき候、猶二位法印申すべく候、恐々謹言、

十月二日 信長（黒印）

小早川左衛門佐（隆景）殿

（切封ウハ書）

「小早川左衛門佐殿 信長」

意味と解説

北国逆徒（越前一向衆）等を討伐したことについて手紙をいただきました。（それにあわせて）太刀一振りと馬一疋を頂戴し感謝しています。討伐の様子は先に書状で送ったとおりなので重ねて説明することはありません。すべて決着がつき先月（九月）二十六日に（岐阜へ）帰陣しました。近日中に京へ上がりますので、京都から手紙を出します。このことは（使者の）二位法印（右筆の武井夕庵）が申します。

長く続いていた一向一揆について、天正三年（一五七五）八月、信長は自ら越前へ出陣して壊滅させ、九月二十六日に岐阜に帰陣しました。毛利側から進物として太刀と馬を贈られ、小早川左衛門佐（隆景）に対して感謝の気持ちを表わしています。

(5) 織田信長朱印状

〔天正八年（一五八〇）〕 長岡兵部大輔（藤孝）・中川瀬兵衛尉（清

秀）宛

就大坂赦免、尼

崎矢留事、令同

心候、彼退城不可有

程候条、其内可矢
留候、但此方付城
所々人数不相甘、
番等之儀者、弥堅
可申付事專一候也、

四月四日 信長（朱印）

長岡兵部大輔殿
中川瀬兵衛尉殿

読み

大坂赦免について、尼崎矢留の事同心せしめ候、彼退城程あるべからず
候条、其の内矢留すべき候、但し此方付城の所々人数相甘（くつろげ）ず、
番等の儀はいよいよ堅く申し付けるべき事、專一に候也、

四月四日 信長（朱印）

長岡兵部大輔（藤孝）殿
中川瀬兵衛尉（清孝）殿

意味と解説

大坂赦免について（信長が）尼崎の停戦について同意し、尼崎からの
退城がほどなくおこなうので、その間は停戦しなさい。しかしながら（こ
ちらの）付城の所々に置く人数は気を抜くことなく、守備のことは固く
行うように申し付けます。しっかりと心がけなさい。

「大坂赦免」とは長く続いた大坂の石山本願寺と信長との抗争について
の和睦（天正八年三月）のことで、その直後の状況を示しています。尼
崎の付城を守る長岡兵部大輔（藤孝）と中川瀬兵衛尉（清孝）に対し、
石山本願寺との和睦によって本願寺側が尼崎から撤退し明け渡すことにな
っていましたが、信長は警護を厳重に続けるよう指示しています。い
わゆる「石山戦争」の終結時の様子を伝える貴重な史料です。

(6) 豊臣秀吉陣立書

〔天正一二年（一五八四）〕

(一)

いけ田孫次郎

三百五十

山さき源太左衛門

七百五十

多か新左衛門尉

三百

合千四百

(右二)

千五百

木村隼人

六百

ほりを毛介

合式千百

(左二)

千

かとう作内

六百

ミこ田半左衛門

七百

一柳市助

合式千三百

(中三)

百八十

いこま市左衛門

百廿

つげ与八

四百

あか松弥三郎

百八十

大しほ金右衛門

三百

まき村長兵衛

四百廿

もりかわち

百八十

山内いゑもん

百八十

ふる田彦三郎

百五十

かすや助右衛門

合式千百十人

(中四)

木下与右衛門

百廿

さいか孫一

式百

ふなこし

百

たか宗十郎

百五十

木村や一右衛門

百卅

ミや木藤左衛門

七十

いくま源介

百廿

いとう弥吉

百五十

の村たくミ

百五十

合千式百

(右五)

河尻与四郎

百卅

ふく島市兵衛

式百五十

かとう孫六

百五十

さくま忠兵衛

百廿

と田三郎四郎

三百

池田久左衛門

九十

松下かひやうへ

百

津田小八郎

百五十

合千三百

(左五)

もり三右衛門尉 百

かとう虎介 百五十

ひとう甚右工門 五百

ひらの権平 百五十

たき川ぎ太夫 百

はや川喜八郎 百五十

はちや五郎介 貳百五十

合千四百

(六)

いとう七蔵くミ

つ田与左衛門くミ

まの左近くミ

三千

秀吉(花押)

はやミ勝太くミ

さとう主計くミ

尼子六郎左衛門くミ

此備都合壹万五千

読み

(一)

〔池田〕孫次郎 三百五十

〔山崎〕源太左衛門尉 七百五十

〔多賀〕新太左衛門尉 三百

合千四百

(右二)

木村隼人 千五百

〔堀尾〕毛介 六百

合貳千百

(左二)

〔加藤〕作内 千

みこ田平左衛門 六百

一柳市助 七百

合貳千三百

(中三)

〔生駒〕市左衛門 百八十

〔柘植〕与八 百廿

〔赤松〕弥三郎 四百

〔大塩〕金右衛門 百八十

〔牧村〕七兵衛 三百

〔毛利河内〕 四百廿

山内〔伊右衛門〕 百八十

〔古田〕彦三郎 百八十

〔糟谷〕助右衛門 百五十

合貳千百十人

(中四)

木下与右衛門 百廿

「雑賀」孫一 式百

「舟越」 百

「多賀」宗十郎 百五十

木村や一右衛門 百卅

「宮木」藤左衛門 七十

「生熊」源介 百廿

「伊藤」弥吉 百五十

「野村」内匠介 百五十

合千式百

(右五)

河尻与四郎 百卅

「福島」市兵衛 式百五十

「加藤」孫六 百五十

「佐久間」忠兵衛 百廿

「戸田」三郎四郎 三百

池田久左衛門 九十

松下「嘉兵衛」 百

津田小八郎 百五十

合千三百

(左五)

「森」三右衛門 百

「加藤」虎之介 百五十

「尾藤」甚右衛門 五百

「平野」権平 百五十

「瀧川」義太夫 百

「早川」喜八郎 百五十

「蜂屋」五郎介 式百五十

合千四百

(六)

「伊藤」七蔵くミ

「津田」与左衛門くミ

「真野」左近くミ

三千

秀吉(花押)

「早水」勝太くミ

「佐藤」主計くミ

「尼子」六郎左衛門くミ

此備都合壹万五千

解説

羽柴(豊臣)秀吉が作成した陣立書。陣立書(じんだてしよ)とは出陣の命令を下す際に一番手、二番手と家来を組み分けし、その組をひきいる武将と組の人数を記したものです。

この史料はかつて、秀吉の朝鮮征伐の際のものと伝えられていたことがありましたが、武将の顔ぶれから判断して小牧長久手の戦にあたっての陣立書と思われる。秀吉が最後尾に書かれ、左五(五段目左側)に加藤虎之介(加藤清正)、蜂屋五郎介の名がみえます。

(7) 豊臣秀吉朱印状

〔天正一三年（一五八五）〕 荒尾次郎作（隆重）宛

犬山在候船くさり

事、加藤作内

令相談、岐阜迄

持遣、池田三左衛門尉ニ

可相渡候、尚委細

作内可申候也、

三月朔日 秀吉（朱印）

荒尾次郎作殿

読み

犬山にあり候船くさりの事、加藤作内相談せしめ、岐阜迄持ち遣わし、

池田三左衛門尉ニ相渡すべき候、尚委細は作内申すべき候也、

三月朔日 秀吉（朱印）

荒尾次郎作（隆重）殿

意味と解説

（尾張の）犬山にある船鎖について加藤作内（犬山城主の加藤光泰）と相談し、岐阜まで運送し、池田三左衛門尉（池田輝政・当時の岐阜城主）に渡しなさい。なお詳しくは加藤作内が申します。

「船鎖」（ふなくさり）とは船をつないで川を渡る舟橋にするための鎖

ではないかと思われませんが、詳しくはわかりません。これに関連する別の史料から、この後近江へ、さらに越前まで運ばれることになっていたようです。

荒尾次郎作（隆重）は、信長の家臣池田氏の家老として仕えた人物です。

なお、秀吉はこの年の九月、豊臣の姓を受けます。

(8) 豊臣秀吉書状

〔天正一五年（一五八七）〕 徳川中納言（家康）宛

駿州江被相越

大儀候、早々可申遣

処、九州面出馬之

儀付而延引候、次

小笠原并真田

両人事召上、対

其方可随心之旨

被仰聞、則酒井左衛門尉

申含、伊藤大郎左衛門尉

相添遣候条、被得

其意、入魂簡要候、

随而関東無事之儀、

条々左衛門尉仁被仰含候、

是又急度北条へ

可被相進候、留主中

五月以前二可被相極

儀尤候、猶兩人可

申候也、

二月廿四日 秀吉(花押)

徳川中納言殿

読み

駿州へ相い越され大儀に候、早々申し遣わすべき処、九州面へ出馬の儀に付いて延引し候、次小笠原并真田両人事召上、その方に対して随心すべきの旨仰せ聞かされ、則ち酒井左衛門尉申し含み、伊藤大郎左衛門尉相い添え遣わし候条、其意を得られ、入魂簡要に候、随て関東無事の儀を条々左衛門尉ニ仰せ含められ候、是又急度北条へ相い進らせらるべく候、留主中五月以前に相い極めらるべきの儀もつとも候、猶兩人申すべき候也、

二月廿四日 秀吉(花押)

徳川中納言(家康)殿

意味と解説

(徳川中納言(家康)が)駿州へ到着したことはご苦労でした。早々に書状を出すところ、九州への出馬(準備)の件で遅れてしまいました。小笠原と真田両人のこと、召し上げてそちらに従うように命じました。酒井左衛門尉にそのことを申し含み、伊藤大郎左衛門尉を添えて遣わしましたので、その意をくみとって仲良くすることが大事です。さて、関

東の和平のことについて色々(酒井)左衛門尉に申し含めましたので、すぐに北条方へ伝えてください。自分が(九州に出陣している)留守中の五月までに決着してください。兩人(酒井と伊藤)がこのようなことを申します。

(9) 豊臣秀吉朱印状

天正一九年(一五九二) 寺西筑後守(正勝)宛

為加増美濃国

蜂屋村三千石

本知壹万八十石

都合一万三千

八十石事、令扶

助之訖全可領

知者也、

天正十九

八月九日(朱印)

寺西筑後守殿

読み

加増として美濃国蜂屋村の三千石、本知壹万八十石の都合一万三千八十石の事、これを扶助せしめおわんぬ、全て領知すべき者也、
天正十九

八月九日（朱印）
寺西筑後守（正勝）殿

意味と解説

領地の増加として美濃国（加茂郡）蜂屋村の三千石を与えます。本領とあわせて一万三千八十石を与えます。（寺西は）すべてを領地にしない。

豊臣秀吉が家臣の寺西筑後守正勝に蜂屋村（現在美濃加茂市）の領地の三千石を追加して与えたもの。江戸初期に尾張藩領（約三千石）となった蜂屋領は、この時期に一旦寺西が支配していたことを示す貴重な史料です。

(10) 豊臣秀吉自筆書状

〔年未詳（文禄四年（二五九五）カ）〕 大納言（徳川家康カ）宛

（重要美術品）

かへすくすき

とよくなり候はん間、

此方へもむやう

にて候

わづらいなにと候や、

心もとなく候まゝ、

一ふてとりむかいまいらせ候、

われく心かはやよく

候間心やすく候べく候、

けさたけた進之候、

よくやうしやう候て可然候、

かしく

大なごん殿 大かう

読み

患いなにと候や、心もとなく候まゝ、一筆とりむかいまいらせ候、われ

われ心かはやよく候間、心やすく候べく候、今朝たけたまいらせ候、よ

く養生候てしかるべく候、

かしく

返すがえすすきと良くなり候はん間、この方へも無用にて候、

大納言（徳川家康）殿 大かう

意味と解説

あなたの患いはいかがでしょうか。不安な気持ちのまま手紙を書いて
います。私は（容体がよくなり）心が明るくなっていますので、安心し
てください。今朝（医師の）竹田をまいらせませす。よく養生してください。
繰り返しですが（こちらは）すっきりと良くなっているのでご心配なく
してください。

秀吉（太閤）独特の筆使いで味のある書状です。宛先の大納言とは徳川家康のことと思われる。そのころ両者とも病気がちでしたが、少し

体調のよくなった秀吉が家康のことを心配して書いたもので、親愛の情が伝わってきます。年不詳ですが、両者の病気の歴史を調べていくと文禄四年（一五九五）に書いたものとも考えられます。

(11) 徳川家康書状

〔天正二二年（一五八四）〕 木作左衛門佐（木造具政）・戸木入道

宛

信雄江御注進状即此方へ
御越候、委細遂披見候、仍去
十四夜松ヶ嶋へ被取懸、宿
城悉放火其上被及合戦、
始弥太郎其外随一之者共百
余被討捕、首共被差越之
由候、毎度か様之御手柄共無
比類儀可申様無之候、早々至
其表可出馬申候処、此中河
浅候間、諸城手懸依申付
遅延候、方々調略之子細
何も相卜候之間、上洛不可有
程候、殊其国之儀被捨置間敷候
間、可御心安候、弥丈夫被相踏
専一候、尚追々可申入候、恐々謹言、

五月十八日 家康（花押）

木作左衛門佐殿
戸木入道殿

読み

信雄へ御注進状即ち此の方へお越候、委細は披見を遂げ候、よつて去る十四日夜松ヶ嶋へ取り懸かられ、宿城悉く放火し其の上合戦に及ばれ、弥太郎を始め其の外随一の者ども百余を討ち捕えられ、首ともこれを差し越される由候、毎度か様の御手柄とも比類なきの儀申すべくさまこれなき候、早々その表に至り出馬申すべき候処、この中河浅の間、諸城を手懸け申付くるによつて遅延候、方々調略の子細何も相卜（ぼく）し候之間、上洛程あるべからず候、殊其国之儀捨て置かれ間敷候間、御心やすかるべく候、いよいよ丈夫相踏まれ専一に候、なお追々申し入るべく候、恐々謹言、

五月十八日 家康（花押）

木作左衛門佐（木造具政）殿

戸木入道殿

意味と解説

信雄への報告書が、こちらへ届き詳しく読みました。（あなた（木造・戸木）は、）去る十四日夜に松ヶ嶋を攻め、宿や城を悉く放火して合戦になり弥太郎を始めとした強者百名余りを捕え首を差出しました。いつもの様のお御手柄とともに比類ないものです。早々にそちら（松ヶ嶋）へ向かい参陣するところですが、河が浅く諸城を攻撃するよう申し付けてい

たので（そちらに行くことが）遅れてしまいました。いろいろと調整
説得することが決まったので、ほどなく上洛します。そちらの国のこ
とを放置しておくことはしませんので安心して下さい。元気で踏ん張っ
てしっかりとやって下さい。なお追々（そちらへ）言葉をかけます。

木作左衛門佐は織田信雄（のぶかつ）の家老で、戸木城の城主であつ
た木道具政（こづくりともまさ）と考えられます。小牧長久手の戦に
関連する伊勢南部の松ヶ嶋城をめぐる攻防と、当時の家康の状況を示
すものです。

(12) 明智光秀諸役免許状

天正四年（一五七六） 曾祢（曾根） 村惣中 宛

今度従氷上表

打入候刻、当村百姓

別而馳走之段懇

志不浅候、依之諸

役万雑公事令

免許畢、仍如件、

天正四

二月廿日（花押）

曾祢村

惣中

読み

今度氷上表より打ち入り候刻、当村の百姓別に馳走の段懇志浅からず
候、これにより諸役万雑公事（まんぞうくじ）免許せしめおわんぬ、よつ
て件の如し、

天正四年二月廿日（光秀）

曾祢（曾根）村

惣中

意味と解説

このたび（丹波）氷上郡（黒井城）を攻撃した際、村の百姓が援助
をしてくれ、その気持ちはとても深いものがありました。それにより、
曾根村の様々な課税を免除します。

明智光秀は織田信長から丹波攻略を命じられ、丹波黒井城を攻めま
した。その出陣に際して曾根村の者たちが光秀をあつく援助したため、
それに対して光秀が税を免除した文書です。光秀の勢力範囲がわかる
史料です。

(13) 明智光秀書状

〔年不詳（天正一〇年（一五八二）カ）〕 細井戸右近 宛

就出陣鞆二懸

手綱腹帯五具

送給候、毎度御懇

志之至候、

御動座之儀来九日

弥可為必定候、

我等八五日当陣

罷立候、筒順同

心申候、被得其意

無御油断御地走

簡要候、此段之条

人数等之儀随

分無御油断可

有御覚悟候、猶

川越玄蕃助可

申候、恐々謹言

惟任日向守(明智光秀)

二月廿七日 光秀(花押)

細井戸右近殿

御宿所

読み

出陣に就き鞆二懸手綱腹帯五具送り給ひ候、毎度御懇志の至りに候、「信長の」御動座の儀は来たる九日にいよいよ必定たるべき候、我等は五日に当陣を罷り立ち候、筒順同心申候、その意を得られ御油断なく御地走簡要に候、此段の条人数等の儀随分御油断なく御覚悟あるべき候、

なお川越玄蕃助申すべき候、恐々謹言、

惟任日向守(明智光秀)

二月廿七日 光秀(花押)

細井戸右近殿

御宿所

意味と解説

出陣に際して鞆(しりがい・馬の体につける馬具などのこと)を二懸、手綱腹帯を五具送っていたたき、毎度の贈り物はともありがたい。御動座(信長の出陣)は来たる九日にいよいよ定められ、わたし(光秀)たちは五日に当陣を出発します。筒井順慶も同意しました。その上で油断なく援助や味方をするのが大事です。出陣の事、人数等のこと、十分に油断なく心づもりしなさい。なお川越玄蕃助が申します。

年不詳ですが、関連する信長らの様々な史料などから、武田を攻略する天正十年(一五八二)二月の可能性があります。

(14) 明智光秀書状

〔天正一〇年（一五八二）〕 土橋平尉（重治）宛

恐々謹言、

六月十二日 光秀（花押）

雑賀五郷

土橋平尉殿

御返報

尚以急度御入洛義、

御馳走肝要候、委細

為 上意可被仰出候条

不能巨細候、

（包紙）

「惟任日向守

雑賀五郷

光秀

土橋平尉殿御返報

」

読み

如仰未申通候処ニ
上意馳走被申付而
示給快然候、然而
御入洛事即御請申上候、
被得其意御馳走肝要候事、

巨細能わず候、

一 其国儀可有御入魂旨

珍重候、弥被得其意可申

談候事、

一 高野根来其元之衆

被相談至泉河表御

出勢尤候、知行等儀年寄

以国申談、後々迄互入魂

難遁様可相談事、

一 江州濃州悉平均申付

任覚悟候、御氣遣有

間敷候、尚使者可申候、

尚以つて急度（もしくは「受衆」）御入洛の儀御馳走肝要に候、委細上意

として仰せ出さるべく候条、

仰せのごとくいまだ申通わず候処に、上意馳走申されるに付いて示し給

わり快然に候、然るに御入洛の事即ち御請申し上げ候、其の意を得られ

御馳走肝要に候事、

一 其の国の儀御入魂あるべき旨珍重に候、いよいよ其の意を得られ申し談すべき候事、

一 高野根来其元（そのもと）の衆相談せられ、泉河表に至り御出勢尤に候、知行等の儀年寄国を以つて申し談じ、後々まで互いに入魂し遁れがたき様相談すべき事、

一 江州濃州ごとごとく平均申し付け覚悟に任せ候、御氣遣あるまじく候、尚使者申すべく候、恐々謹言、

六月十二日 光秀（花押）

雑賀五郷

土橋平尉（重治）殿

御返報

（包紙）

「惟任日向守

雑賀五郷 光秀

土橋平尉殿 御返報」

意味と解説

仰せのように今まで手紙のやりとりがないところでしたが、（あなたが）將軍の味方をするという手紙を（あなたから）もらって嬉しく感じます。

（將軍の）入洛（京へ入ること）のことを私（光秀）が了解したので、その（私の）気持ちを踏まえて尽力することが大事です。

一 その国（紀州など）については、（あなたたちが）力を尽くしてくれていることはありがたい。よく相談するように。

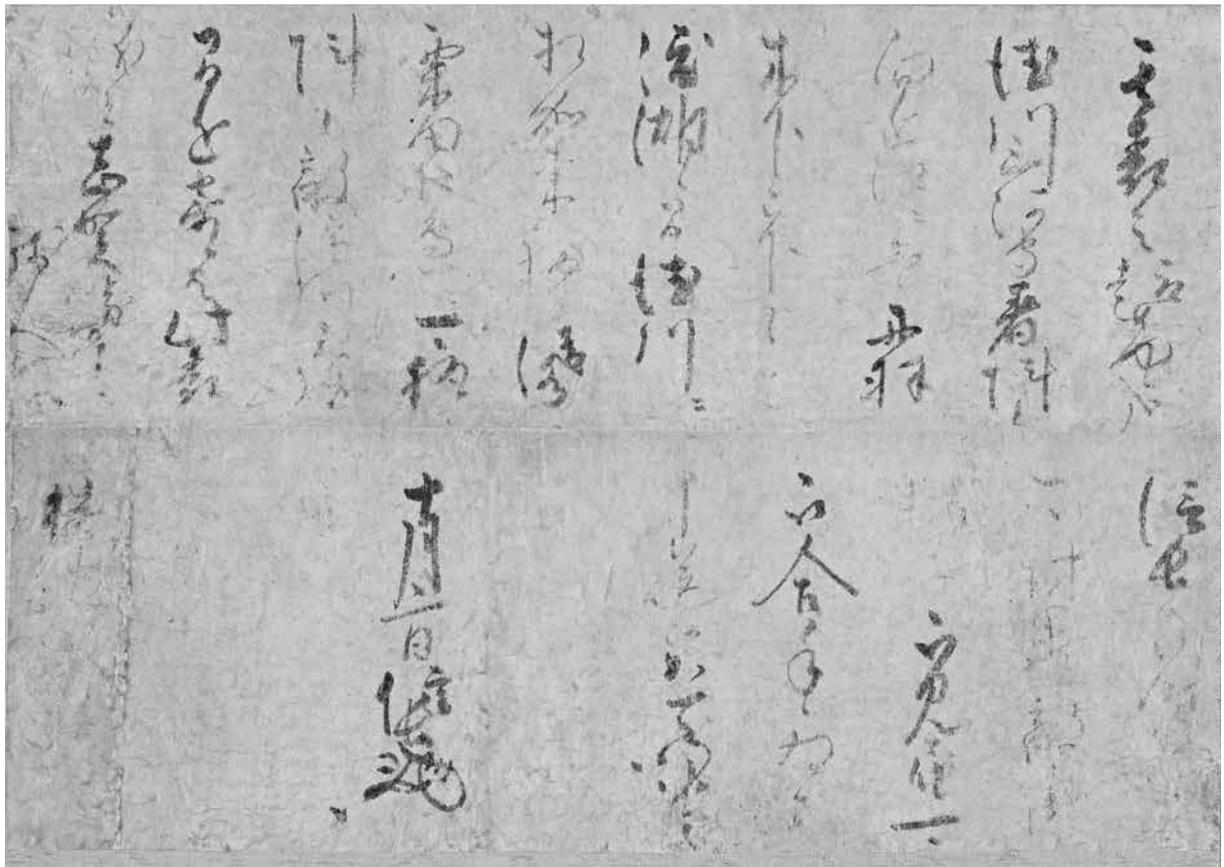
一 高野や根来、そこ（雑賀）の衆は相談して、（將軍のいる）泉河へ出向き力を尽くすこと。知行などのことは年寄が相談し、これからずっとお互いに心を通わせ、不仲にならないように相談すること。

一 近江や美濃のすべての混乱をおさめ、自分の思うとおりになった。ご心配は不要です。使者がいろいろ申します。

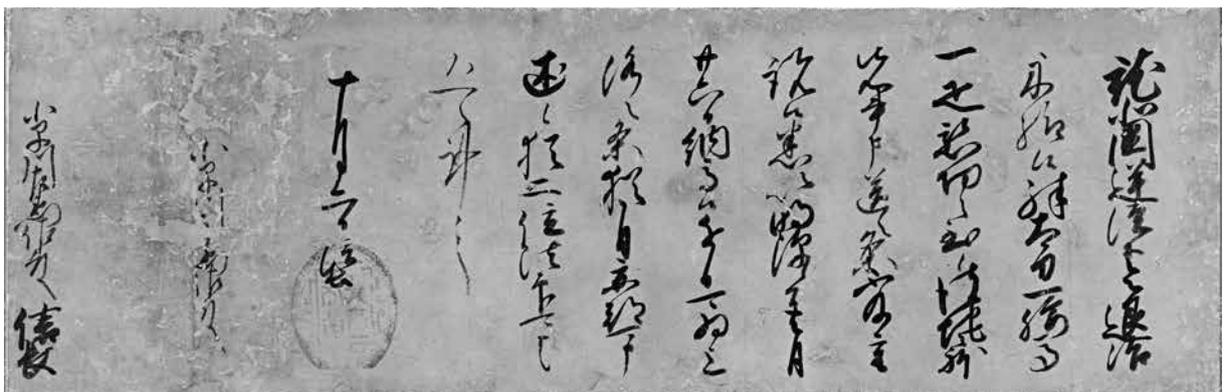
御入洛のこと、援助や味方が大事です。詳しいことは將軍がおっしゃいますから、詳しくは述べません。

宛先の土橋平尉とは土橋重治（つちばししげはる）のことです。紀伊国の北西部の地侍集団で、反信長派であった雑賀衆（さいかしゅう）のリー

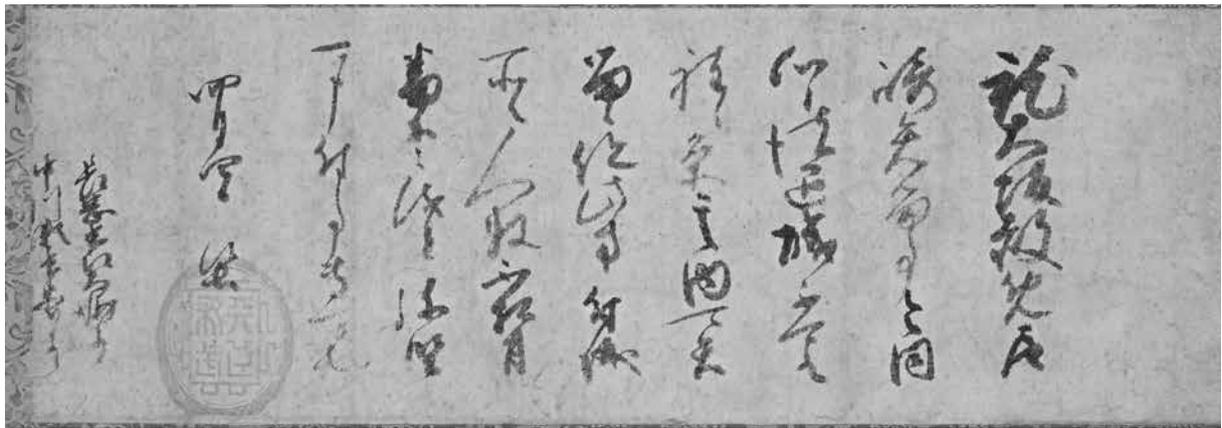
ダーでした。本能寺の変（六月二日）の直後の光秀のこの書状は、変の背景を探る上で極めて重要なものです。「上意」とは、將軍の足利義昭のことと思われる、光秀と雑賀衆と義昭の様々なやりとりを推測させるものです。



(3) 織田信長 書状 H19889



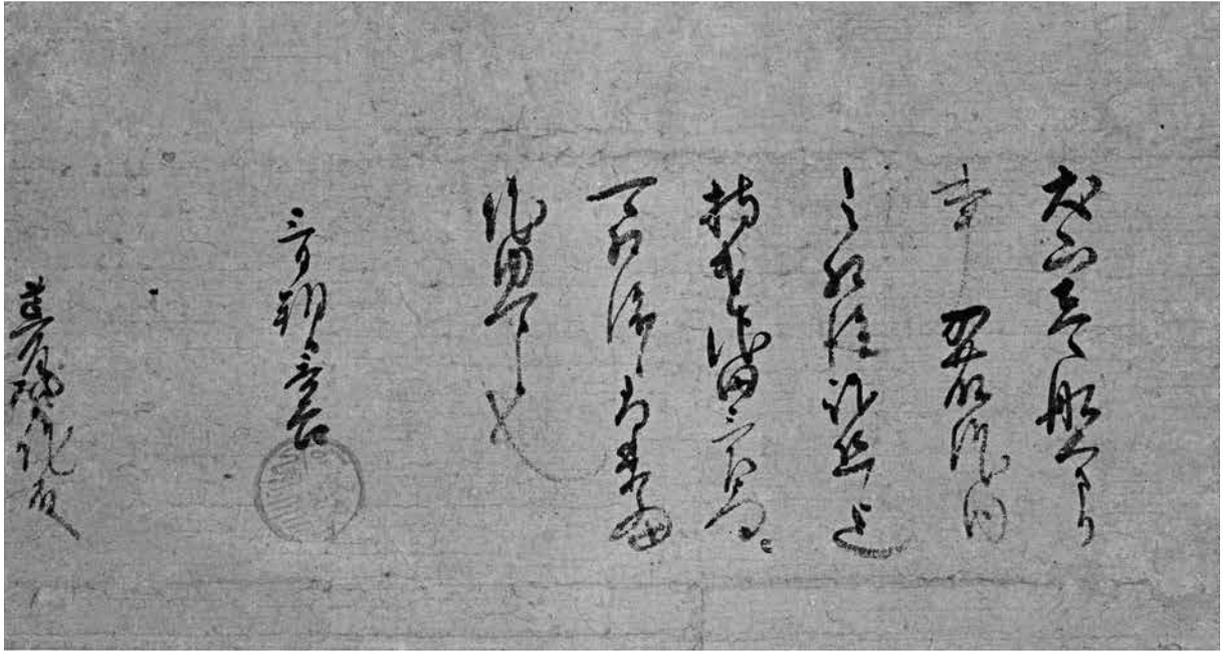
(4) 織田信長 黒印状 H19890



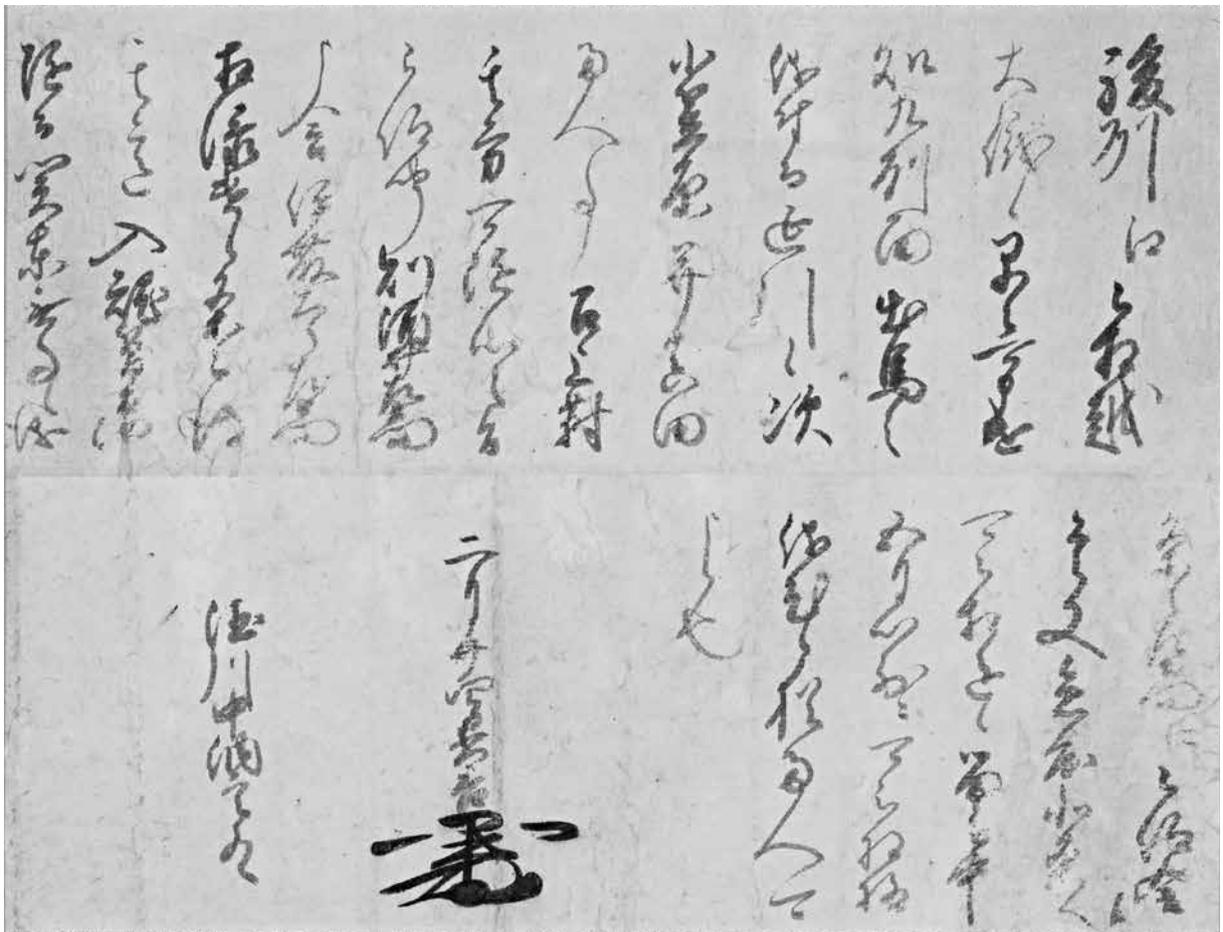
(5) 織田信長朱印状 H19891



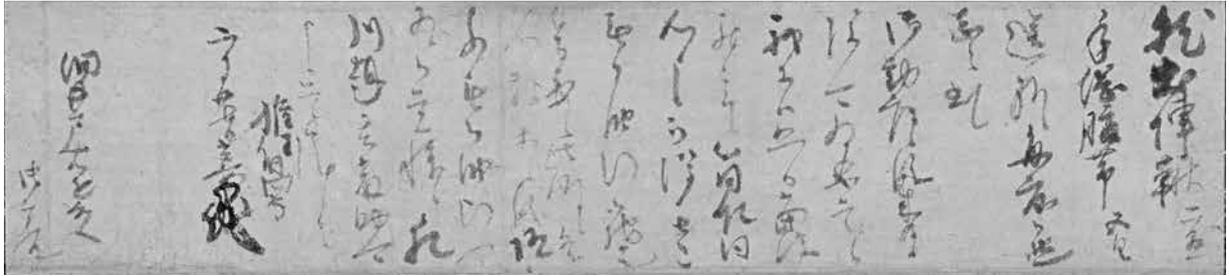
(6) 豊臣秀吉陣立書 H19896



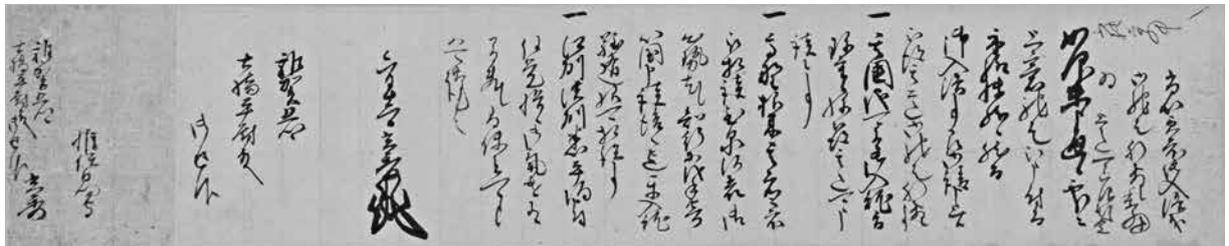
(7) 豊臣秀吉 朱印状 H19898



(8) 豊臣秀吉 書状 H19899



(13) 明智光秀 書状 H19911



(14) 明智光秀 書状 H19912